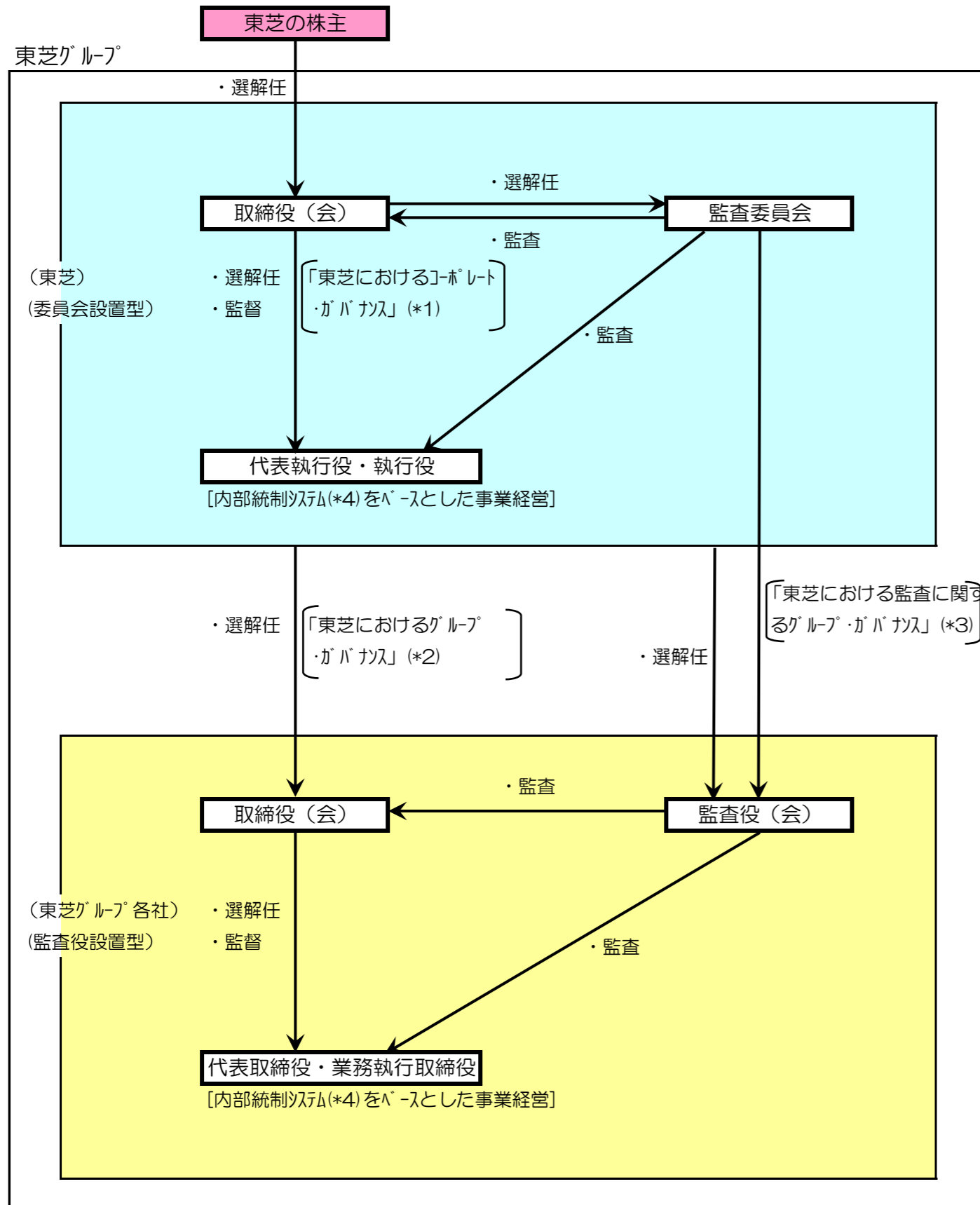


東芝グループのガバナンスに関する関連図



(*1)「東芝におけるコーポレート・ガバナンス」

- ・東芝におけるコーポレート・ガバナンスとは、株主の代理人としての取締役が構成する取締役会が経営の基本方針等を決定するとともに、執行部が経営資源を用いて行う業務執行を監督する行為をいう。
- ・東芝は委員会設置型を採用し、①取締役会が日常的な業務執行を執行役に委ね、経営の基本方針等の決定と執行役の監督に徹することにより監督機能の強化を図り、また②執行役が取締役会から委ねられた業務執行を自らの責任において行うことにより経営の機動性を高め、もって企業価値の最大化を図る。

(*2)「東芝におけるグループ・ガバナンス」

- ・東芝におけるグループ・ガバナンスとは、東芝グループの内部統制システム(*4)を構築し、経営の効率性を高めるとともに、法令遵守、リスク管理を徹底することにより東芝グループの企業価値の最大化を図るシステムをいう。
- ・東芝におけるグループ・ガバナンスの主体は東芝の取締役会とし、東芝のコーポレート(執行役社長、コーポレートグループ担当執行役)がこれをつかさどる。

(*3)「東芝における監査に関するグループ・ガバナンス」

- ・東芝における監査に関するグループ・ガバナンスとは、東芝グループの内部統制システムの整備・運用状況を、統一された監査方針に基づき監視、検証するシステムをいう。
- ・監査に関するグループ・ガバナンスは、東芝監査委員会がつかさどる。
- ・内部統制システムの監査にあたっては、自社の内部監査部門、内部統制部門(法務、財務、人事等のスタッフ部門)、東芝経営監査部門等と緊密に連携しなければならない。

(*4)内部統制システム

1. 会社法

- ・取締役会は、会社法362条、同法施行規則100条に基づき、「業務の適正を確保するための体制」を構築しなければならない(…これが一般的には「内部統制システム」といわれており、具体的には法令遵守、リスク管理、経営の効率性等を確保するための体制である。)

- ・東芝グループ各社は06年5月の取締役会で東芝が提示したモデルに基づき決議済。

2. 金融商品取引法(金商法)

- ・上場会社等は、金商法24条の4の4に基づき、「財務計算に関する書類、情報等の適正性を確保するための体制」についての評価報告書(「内部統制報告書」)を国(内閣総理大臣)宛に提出しなければならない。

- ・上記「内部統制報告書」に関しては、公認会計士等の監査証明が必要。

- ・東芝グループ各社は、東芝のガイドにより対応準備中。